

入札説明書

総合評価方式(標準型)

本説明書は令和元年5月28日入札公告を行った下記2の工事の総合評価方式に関する補足的事項を記載したものである。

令和元年5月28日

島根県企業局西部事務所長 福富 昭

記

- 1 担当部局 島根県企業局西部事務所 水道課
〒699-2837 島根県江津市市松川町上河戸703番地
TEL 0855-57-0221 FAX 0855-57-0049

2 入札に付する工事

工事名	江津浄水場自家発電設備更新工事
-----	-----------------

3 総合評価方式の評価方法及びイメージ図(一般的事項)

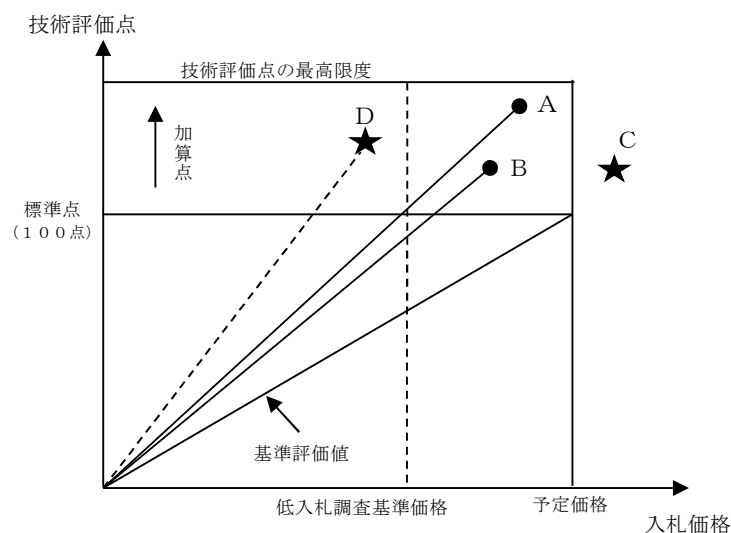
(1) 総合評価方式による入札参加者の順位付け

入札参加者それぞれに標準点(100点)を与え、それに評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価方式の評価は「技術評価点」を当該入札参加者の入札価格で除した(評価値)の大小をもって行う。

$$\begin{aligned}\text{技術評価点} &= \text{標準点(100点)} + \text{評価項目毎の加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

(2) 総合評価方式のイメージ



各社の評価値＝技術評価点／入札価格

評価値の大小(すなわち直線の傾き)で順位をつける。

A社はB社より入札価格は高いが技術評価点が高いことにより、価格のハンディを技術力で逆転する。

→ A社が落札者となる。

ただし、D社が低入札価格調査において適切とされた場合はD社が落札者となる。

C社は予定価格超過のため落札者とならない。

4 加算点の計算方法

(1) 技術提案

発注者が示す施工方法等の標準的な仕様(以下「標準案」という。)を上回る方法で施工する内容を示した施工上の提案について評価する。

(評価の判断基準)

- ・ 加算点を与えるのは、履行状況が具体的に確認、検査できるものに限る。ただし、過度にコスト負担を要する事項と判断した場合は、より優位な評価はしない。
- ・ 加算点算出における判定値は、発注者が想定する課題項目に対して評価できる提案のあった個数と内容(特に優れたもの)を考慮して決定する。
- ・ 記載する内容は、説明の要点(目的、具体的な手法<施工数量、施工位置、施工範囲、施工期間、使用材料、使用機械等>、効果、技術的な根拠、標準案に対する優位性等)をわかりやすく記述すること。
- ・ 説明の要点が記載されていないもの、あいまいな表現のもの(例えば、「必要に応じて〇〇する」、「〇〇するように努める」、「可能な限り〇〇する」等)、他の施設管理者と新たな協議や調整が必要となるもの、工事施工箇所の現場条件が考慮されていないものなどは評価しない。
- ・ 評価課題の提案個数の上限数が設定されている場合は記載順に評価し、上限を超えて記載された内容については提案として評価の対象としない。
- ・ 1つの提案内容(同一枠内等)に複数の提案が記載されていると判断しても、1つの提案として評価する。この場合、複数の提案中の最も評価の低いもので加算点の算定を行う。
- ・ 必要に応じて資料も添付できるが、必要最小限の枚数に留めること。不明確と判断した場合は添付資料として取り扱わない。

(減点評価する場合について)

- ・ 評価項目(1)－①～③の「技術提案の有無」について、記載が無い場合は、標準点100点を0点とする。
- ・ 「技術提案の有無」を「有」と記載した場合は、「技術提案が採用されなかった場合の標準案での施工の意志の有無(以下「標準案での施工の意志」という)」をあわせて記載する。記載がない又は「無」と記載した場合は、標準点100点を0点とする。
- ・ 「技術提案の有無」に「無」と記載した場合は、標準案により施工すること。ただし、その場合は減点評価の対象とする。
- ・ 複数の技術提案の課題があり、一部の課題しか提案がない場合は、提案が全くない場合の減点数に提案がなかった課題数を按分して減点数を算出する。(小数第2位四捨五入)
- ・ 「技術提案の有無」に「有」と記載し、「標準案での施工の意志」に「有」と記載した場合は、技術提案が採用されない場合でも、課題との関連性が認められれば減点しない。

(提案内容の履行義務について)

- ・ 提案内容は、評価結果及び履行義務の有無を明らかにした上で契約書に記載する。
- ・ 落札者が契約後に提出する施工計画書には、「評価する」とされた提案内容を反映させるものとする。
- ・ 「評価しない」とされた提案であっても、仕様書等で規定される事項は実施しなければならない。

- ・「評価しない」とされた提案については、受発注者協議により実施することも可能であり、実施した結果、品質向上等の効果が確認できた時は、工事成績評定で評価する場合がある。

①自家発電設備の点検・管理における作業性等の向上

本自家発電設備は、電力会社停電時に確実に起動して電力を供給し、水道用水の供給に支障を来してはならない。

この設備の点検・管理において、「管理の容易性」、「点検の安全性」、「設備の耐久性」に関し、各事項が向上する提案に対して評価を行う。標準案より優れている項目を評価する。なお、標準案より劣る提案は認めない。

記載する内容は、提案による効果、標準案に対する優位性を分かり易く箇条書きにまとめることとし、提案は各事項で3個(合計9個)を上限とし、提案個数ごとに評価を行う。

(標準案)

・江津浄水場自家発電設備更新工事仕様書

■①の評価基準

- ◆評価出来る提案の総数を判定値とする。
- ◆判定値の最も高い者の加算点を5点とする。(ただし、判定値が全員0点の場合、加算点は0点とする。)
- ◆それ以外の者は判定値による按分で加算点を算出(小数点第1位まで、小数点第2位四捨五入)

$$\left[\begin{array}{c} \text{加算点} = 5 \text{点} \times \frac{\text{(当該者の判定値)}}{\text{(提案者の最高判定値)}} \end{array} \right]$$

②自家発電設備の燃料消費率低減

自家発電設備の燃料消費率の低減について、標準案からの低減の度合いに応じて付与する。

加点は最も低減された提案に5点、標準案を0点として中間値の提案は燃料消費率に応じた点数を按分して加点する。なお、標準案より劣る提案は認めない。(燃料消費率は100%負荷時のものとする。)

(標準案)

標準案は、国土交通省大臣官房管庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)平成31年版」に記載された原動機出力545kWを超え、ラジエーターを原動機クランク軸で運転する場合における燃料消費率246.1g/kWhとする。

■②の評価基準

- ◆燃料消費率の最も低い提案は5点
- ◆燃料消費率が標準案の提案は0点
- ◆中間の者は按分で点数を算出(小数点第1位まで、小数点第2位四捨五入)

$$\left[\begin{array}{c} \text{加算点} = 5 \text{点} \times \frac{(\text{標準案} - \text{提案者の燃料消費率 (g/kWh)})}{(\text{標準案} - \text{提案者のうち最小燃料消費率 (g/kWh)})} \end{array} \right]$$

③仮設発電設備による運用期間の短縮(危機管理)

工事期間中においては、仮設発電設備の設置を行う。仮設発電設備による運用期間(現地施工期間)の短縮を評価する。

効率的な工程・施工手順による現地施工期間の最も短い提案をした者に5点標準期間を0点として中間値の提案に対しては按分して加点する。

(標準案)

標準期間は過去島根県企業局において、自家発電設備更新工事の実績から算出した80日とする。(休日含む)

■③の評価基準

- ◆現地施工期間の最も短い提案は5点
- ◆現地施工期間が80日の提案は0点
- ◆中間の者は按分で点数を算出(小数点第1位まで、小数点第2位四捨五入)

$$\left[\begin{array}{c} \text{加算点} = 5 \text{点} \times \frac{(\text{標準案} - \text{提案者の現地施工期間 (日)})}{(\text{標準案} - \text{提案者のうち最小現地施工期間 (日)})} \end{array} \right]$$

(2)企業の評価

①企業の工事成績評定点

企業の工事成績評定点の平均点を評価する。

対象となる工事成績

完成年度	平成25年度及び平成29年度(完成及び引き渡し完了)
発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部、企業局)及び国土交通省中国地方整備局
工事種別	電気工事
建設工事の種類	電気工事

■評価基準

- ◆対象となる工事成績が2件以上の場合、表1により加算点を算定する。
- ◆対象となる工事成績が1件または無い場合、表2により加算点を算定する。

(表1)

評定点の 平均点	80点以上	80点未満 73点以上	73点未満 70点以上	70点未満
加算点	5.0点	加算点 = $1.5 \text{ 点} + \{3.5 \times (\text{評定点の平均点} - 73.0) / 7\}$	1.0点	0点

※評定点の平均点は小数第2位を四捨五入、加算点は小数第2位を切り捨て

(表2)

評定点	80点以上	80点未満 73点以上	73点未満 70点以上	70点未満
加算点	4.5点	加算点 = (表1で計算した加算点) $\times 0.9$	0.9点	0点

※加算点は小数第2位を切り捨て

②企業の同種工事の施工実績

企業の同種工事の施工実績を評価する。

対象となる施工実績

対象期間	平成20年度から入札公告日前日まで
発注機関	国土交通省、都道府県及び市町村(水道企業団を含む)
工事内容 の条件等	元請または共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率 20%以上)として施工した、1契約で発電機容量 600kVA以上の自家発電設備の設置又は更新工事の実績があること。ただし、工事成績評定点が70点未満の場合のものは実績として認めない。

■評価基準

- ◆対象となる施工実績が2回以上ある者は2点
- ◆対象となる施工実績が1回ある者は1点
- ◆対象となる施工実績がない者は0点

③企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

島根県内及び国土交通省中国地方整備局の公共事業において、企業として受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)を評価する。

対象となる表彰

表彰年度	平成26年度から平成30年度(過去5年間)
表彰機関	島根県及び国土交通省中国地方整備局
表彰の種類	電気工事部門の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

■評価基準

- ◆知事による優良工事表彰、整備局長による優良工事施工団体表彰、または整備局事務所長による優良工事施工団体表彰がある者は2点
- ◆県課長による優良工事表彰、または県事務所長による優良工事表彰がある者は1点
- ◆表彰がない者は0点

(3)配置予定技術者の評価

(注)複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

①配置予定技術者の資格

入札公告日前日時点で保有する電気主任技術者(第一種から第三種)の資格を評価する。

■評価基準

- ◆資格がある者は1点
- ◆資格がない者は0点

②配置予定技術者の同種工事の施工経験

配置予定技術者の同種工事の施工経験を評価する。

対象となる施工経験

対象期間	平成20年度から入札公告日前日まで
発注機関	国土交通省、都道府県及び市町村(水道企業団を含む)
工事内容の条件等	主任(監理)技術者または現場代理人として担当した、1契約で発電機容量300kVA以上の自家発電設備の設置又は更新工事の実績があること。 ただし、工事着手から完了まで従事していなければ加点の対象として認めない。 また、工事成績評定点が70点未満の場合のものは実績として認めない。

■評価基準

- ◆対象となる施工経験が2回以上ある者は2点
- ◆対象となる施工経験が1回ある者は1点
- ◆対象となる施工経験がない者は0点

③配置予定技術者の優秀建設技術者表彰

島根県内及び国土交通省中国地方整備局の公共事業において、配置予定技術者が受けた優秀建設技術者表彰を評価する。

対象となる表彰

表彰年度	平成26年度から平成30年度(過去5年間)
表彰機関	島根県及び国土交通省中国地方整備局
表彰の種類	主任(監理)技術者または現場代理人として受けた、優秀建設技術者表彰

■ 評価基準

- ◆ 優良工事知事表彰該当工事の優秀建設技術者表彰(建設工事部門)、整備局長による優秀建設技術者表彰(工事)、または整備局事務所長による優秀建設技術者表彰(工事)がある者は2点
- ◆ 優良工事県課長表彰該当工事の優秀建設技術者表彰(建設工事部門)、または優良工事県事務所長表彰該当工事の優秀建設技術者表彰(建設工事部門)がある者は1点
- ◆ 表彰がない者は0点

(4) 地域貢献

① ボランティア活動等への参加実績

平成28年度及び平成29年度の2年間において、島根県内でのボランティア活動への参加実績またはハートフルしまねの参加実績を評価する。

■ 評価基準

- ◆ 両年度とも参加実績がある者は1点
- ◆ 上記でない者は0点

ボランティア活動は客観的に認められるもの(例えば不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動や県民・地域住民に対して行う活動、あるいは社会福祉施設等への活動)で、市町村の証明、新聞記事、社内報掲載記事(社外に公表しているもの)、自治会長等の証明など実績を証明できる物を添付すること。

また、会社としてのボランティア活動への参加実績は、10名以上または従業員の半数(最低3名)以上が参加していること。ハートフルしまね活動の参加実績は、会社として年間のべ人数が10名以上または従業員の半数(最低3名)以上が参加していること。

なお、従業員数は当該活動時点のものとする。

② 労働福祉関連の状況

入札公告日前日における企業としての次のa、bに掲げる項目を評価する。

a 障がい者雇用の実態: 下記のいずれかの実態がある場合

- ・法定雇用率を適用される者 …法定雇用障がい者数を超える雇用
- ・法定雇用率を適用されない者…1人以上の雇用

b 育児・介護休業に関する制度: 下記のいずれかの取組みがある場合

- ・こころカンパニー(しまね子育て応援企業)に認定されている。
認定状況を確認するため、「こころカンパニー認定書」の写しを添付すること。
- ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)」で定める制度を超える内容を含む制度を規定している。
ただし、申請にあたっては、就業規則等のうち育児・介護休業法に関する部分を添付資料として提出すること。この際、法定の制度を超える箇所にアンダーライン明示すること。
なお、明示が無い場合は、評価の対象としない。

上記就業規則等の内容を確認するため、必ず技術資料「育児・介護休業に関する制度チェック表」を記入し、添付すること。

■評価基準

- ◆abすべて該当する者は2点
- ◆abのうち1つ該当する者は1点
- ◆上記でない者は0点

③若手技術者・若手従業員の新規雇用

平成28年4月1日以降に、若手技術者(下記1)、2)のいずれかに該当する者)・若手従業員(下記3))に該当する者)を1人以上新規雇用していること。ただし、若手技術者・若手従業員は入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- 1) 新規雇用された日(健康保険被保険者証の資格取得年月日等)において、満年齢29歳以下で、次のいずれかを満たす者
 - ・建設業法第7条第2号イで定める学校の建設業法施行規則第1条に定める学科(国土交通省令で定める学科)を卒業した者。なお、国土交通省令で定める学科に記載の、許可を受けようとする建設業欄の許可業種毎の区分はない。
 - ・建設業法施行令第27条の5第1項第4号、第2項第1号ロ(5)、同項第2号ロ(3)の規定により、技術検定試験の受験資格の認定を受けた学校・学科を卒業した者。すなわち、国土交通大臣の指定試験機関として技術検定試験を行う下表の団体が示す「指定学科・専修学校等一覧表」等に記載のある学校・学科を卒業した者。

対象技術検定試験一覧表

建設業法の規定に基づく技術検定試験	技術検定試験関連団体
1級土木施工管理技術検定試験	(一財)全国建設研修センター ホムパツ-ジ http://www.jctc.jp
2級土木施工管理技術検定試験	
1級管工事施工管理技術検定試験	
2級管工事施工管理技術検定試験	
1級造園施工管理技術検定試験	
2級造園施工管理技術検定試験	(一社)日本建設機械施工協会 ホムパツ-ジ http://www.jcmanet.or.jp
1級建設機械施工技術検定試験	
2級建設機械施工技術検定試験	(一財)建設業振興基金 ホムパツ-ジ http://www.kensetsu-kikin.or.jp/
1級建築施工管理技術検定試験	
2級建築施工管理技術検定試験	
1級電気工事施工管理技術検定試験	
2級電気工事施工管理技術検定試験	

- 2) 新規雇用された日(健康保険被保険者証の資格取得年月日等)において、満年齢29歳以下で、当該工事種別に該当する建設業法第7条第2号ハに示す資格を有する者
- 3) 新規雇用された日(健康保険被保険者証の資格取得年月日等)において、満年齢29歳以下の従業員(若手技術者を除く)

■評価基準

- ◆若手技術者を1人以上新規雇用している場合は1点
- ◆若手従業員を1人以上新規雇用している場合は0.5点
- ◆上記でない場合は0点

④登録基幹技能者の配置

本工事において、登録電気工事基幹技能者を現場へ配置する場合について評価する。

ただし、登録電気工事基幹技能者は、主任技術者（下請企業も含む）及び監理技術者以外の者とし、現場施工の全期間において現場に配置されることとする。

■評価基準

- ◆登録基幹技能者を現場へ配置する場合は1点
- ◆上記でない場合は0点

(5)減点

①技術提案がない場合の減点

上記(1)－①～③の技術提案の項目に対して、技術提案の有無を「無」と記載し、技術提案をせず標準案での施工と記載した場合及び記載があっても課題との関連性が認められない提案の場合は無回答と見なし、加算点合計の1割(今回は3.0点)を最大として減点(小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで)を行う。

$$\text{【減点} = 3.0 \text{点} \times \frac{\text{無回答項目数}}{\text{設定項目数}} \text{】}$$

②低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点

平成30年度から入札公告日前日までに完成した島根県発注の工事又は平成30年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工事成績評定点が75点未満であれば、減点を行う。(工事成績評定点が70点未満の場合、入札に参加することができない。)

■減点基準

- ◆70点の者は－5点
- ◆75点の者は0点
- ◆中間の者は按分で点数を算出

$$\text{【減点} = 5 \text{点} \times (75 - \text{低入札工事の点数}) \div (75 - 70) \text{】}$$

なお、対象工事が複数ある場合は、工事成績評定点が一番低い工事を減点対象工事とする。

『減点の計算事例』

A社の平成30年度の低入札工事の工事評定点が72点と74点であれば、72点を採用して、

$$\text{A社の減点} = 5 \text{点} \times (75^{\text{点}} - 72^{\text{点}}) \div (75^{\text{点}} - 70^{\text{点}}) = 3.0 \text{点}$$

(小数第2位四捨五入)

③県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による減点

島根県発注の平成29年度に完成した公共工事において、県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による工事成績評定点の減点を受けたことがあれば、減点を行う。

■減点基準

- ◆県内下請の使用義務付け違反の場合は－1点
- ◆県内産資材の使用義務付け違反の場合は－1点

(6) ペナルティ

①技術提案

落札者が、提案した施工計画を履行しなかった場合を想定し、契約時にその内容と水準を明確に提示したペナルティ事項を以下に定める。

評価項目	ペナルティ	詳細内容
(1)-①自家発電設備の点検・管理における作業性等の向上	工事成績評 定点の減点	工事成績評定点から当該評価項目の加算点の最高点を減点する。 なお、受注者の責に負わない不測の事由により、技術提案の履行に影響がでる場合には、その都度発注者と受注者の協議により、その取扱について定めるものとする。
(1)-②自家発電設備の燃料消費率低減		
(1)-③仮設発電設備による運用期間の短縮		

②若手技術者・若手従業員の新規雇用

受注者が申請した若手技術者・若手従業員の新規雇用について、受注者の責により正当な理由なく工事期間中雇用を継続せず、工事完了時に工事期間中雇用が継続されたことが証明できる資料(健康保険被保険者証等)を提出しなかった場合、ペナルティとして「若手技術者・若手従業員の新規雇用」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。

ただし、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合はこの限りではない。

③登録基幹技能者の配置

受注者が申請した「登録基幹技能者の配置」について、受注者の責により本書で指定した工程の全期間に登録基幹技能者を配置せず、正当な理由がない場合は、ペナルティとして「登録基幹技能者の配置」評価の加算点の満点に相当する点を限度として工事成績評定点の減点を行うものとする。

ただし、病気、死亡又は自己都合による退職等の特別な場合で、やむを得ないものとして承認された場合はこの限りではない。